

上通商店街環境維持憲章

(目的)

第1条 本憲章は、上通商店街地域の環境維持及び管理について必要な事項を定め、当商店街地域の安心・安全な街づくりと商業業務と住民が融合し、持続可能なまちの健全な発展・繁栄に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 本憲章の対象は、上通商店街（上通一番街商店街振興組合、上通1・2丁目商店街振興組合、上通町三・四丁目商店街振興組合、上通五丁目商店街振興組合）の歩行者専用道路上及び歩道上・車道上をいう。

(規則の遵守)

第3条 上通商店街に構えている店及び事務所は、当商店街地域の使用及び各種活動において、本憲章を遵守する義務を負うものとする。また、本憲章の遂行にあたっては、道路法、道路交通法、屋外広告物法、景観法、その他関係法令を遵守しなければならない。

(運営)

第4条 本憲章の運営は、上通商栄会理事会をもってこれにあたる。

(改定の方法)

第5条 本憲章の改定は、商栄会理事会にて改定案をまとめ、各振興組合理事会で審議を行い、各振興組合総会にて決議する。

(禁止事項)

第6条 当商店街地域においては、下記事項を禁止する。

- (1) アーケード内における関係官公庁が定めた規制時間以外の車両等の乗り入れ、駐停車、荷物等の配送・放置
- (2) 関係官公庁及び上通商栄会の許可のない販売、呼び込み、客引き、チラシや物品等配布、音楽等による広報活動、寄付・募金行為、署名運動等
- (3) 拡声器や音響設備の使用、並木坂及びアーケード内における飛散物（風船・ドローン等）の使用及びティッシュ配布
- (4) 店内音楽・放送等の店外向け放送
- (5) 来街者及び近隣店舗に迷惑となる臭い
- (6) 各振興組合等が道路占用許可（ほこみち制度等）を得て許可範囲に置く物件以外の路上設置物
- (7) アーケード及び付帯設備への照明等の取付、アーケード上への個人建物からの雨水、汚水等の排水設備の取付及びアーケード支柱等への立看板等の紐等による縛付、貼り紙等
- (8) 歩道及びアーケード舗道での自転車・スケートボード乗り入れ等、歩き煙草、ゴミのポイ捨て等

(道路使用)

第7条 各店舗の人的な広報活動については前もって事務局に許可申請を提出し、会長の同意書の元で行うものとする。音楽等、音を発する広報活動においては、事前に近隣の店に告知して行うこととする。なお、活動は、自店舗前に限定し、舗道(歩道)の通行を妨げないよう配慮(店舗前1～2mの範囲内で行動)しなければならない。

舗道(歩道)における広報活動及び工事等に伴う道路使用を行う場合は、事前に上通商栄会事務局に申し出て、同意書を取得し、それをもって所定の手続きを行うこととする。

(突出看板等設置)

第8条 各店舗の突出看板等設置については、工事着工3週間前までに上通商栄会事務局に申し出てその承認を得るものとする。また、所定の手続きを行うこととする。

(舗道等工事)

第9条 店舗等の増改築のため、アーケード及び付帯設備及び舗道を改築等の必要がある時は、事前上通商栄会事務局に申し出て、その承認を得るものとする。この場合、自己の責任において、上通商栄会が示す業者、要領等により、原型に復旧し、理事会の検査を受けるものとする。

(アーケード舗道使用)

第10条 商店街事業関係以外のイベント等により、アーケード舗道を使用する場合は、「アーケード維持管理協力金徴取規程」に基づく協力金を支払うものとする。また、所定の手続きを行うこととする。

(違反者に対する処置)

第11条 前条禁止事項に違反する者に対しては、話し合いを基本とするも悪質な者に対しては、関係法規に基づき、関係官公庁と協議の上、しかるべき処置を行う。

(街内清掃)

第12条 自店舗前清掃については、毎朝自店舗前正面を道路中央部まで、清掃するものとする。この際、特に舗道については、上通商栄会事務局から示された要領により行うものとする。

附 則

- 1 本憲章は、令和6(2024)年4月1日から施行する。
- 2 上通並木坂においては、「上通並木坂街並憲章」もあわせて遵守する